

地域福祉活動職員の

まなこ

地域福祉活動推進のために

No.90

2021年 7月発行 福岡県地域福祉活動職員連絡会

新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な生活資金の

特例貸付特集

今号の「まなこ」は、令和2年3月末より始まった『生活福祉資金特例貸付』に関する特集です。

新型コロナウイルスの影響による経済的な支援の一環として開始された『特例貸付』ですが、当初の受付期間から度重なる受付期間延長、条件緩和、更には再貸付と、本来社協が行っている生活福祉資金による世帯更生という目的から大きく外れ、申請者の殺到により社協らしい（？）十分な支援が出来ないまま、違和感とジレンマを抱えながら業務にあたっているワーカーも多くいることだと思います。

特に、コロナ禍にあって他市町村社協との情報共有も出来ないまま、自社協内で悶々と業務を行っている職員にとっては、自分の考え方かどうかということさえ分からず、場合によってはこの違和感さえも感じていない若い職員もいるのではないでしょうか。

今回はこの1年間、特例貸付に従事しながら思うことや違和感、憤り、希望など、福岡県内外の多くのワーカーに、忙しい時間を割いて投稿していただきました。この「まなこ」が福岡県内や全国の社協職員と勇気をシェアできればと思います。

※投稿者のプライバシーを考慮し、すべて匿名としています。

※今回の原稿は、特例貸付受付期間の延長（R 3.8.31まで）や「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）」が発表される前にいただいたものです。

かなりの数の対応困難者が多く来所されたが、面談を通して、新たな経済的価値観を育むことができ、相談援助の基本を学んだと記憶している。

特に「日雇いに行かざるを得ない私の気持ちがあんたたち公務員にわかりますか」と恫喝された際、「私も以前日雇いに行つてましたよ。それでもあなたの気持ちがわからないというんですか」と答えると、謝罪があり、「追い詰められて感情的になってしましました」と言われた後は顔の表情も普通に戻った方がいた。その時に、相談者は共感してくれる方が必要だと感じた。しかし、今回コロナ特例はそうではない。明らかに不正申請や、償還の見込みがない方も申請され、過去に滞納している方も誓約書を提出すれば貸付可能となり、こんな制度ならなに負債を増やさせるのか。償還の

見込みがないのであれば、給付でよい。給付がダメならそもそも制度が必要ないと考える。なぜなら年度ごとにではあるが、住民税非課税なら免除にするとしているからだ。200万の償還がなくなる可能性があるなら、意図的に住民税を非課税にするため、収入を抑えるだろう。これでは、本人の自立につながらない。それが数年にわたって続くとなれば、200万の償還のせいで、自立が阻害されることは間違いないと思われる。ただし、それすらごく一部の方だけが考えることではあると思われる。どっちみち償還はしない世帯ばかりだろう。その生き方を良しとする価値観を変えなければ自立の道は見えないと思う。

相談者に負債をさらに負わせるということは、任意整理や、個人再生の可能性が生まれ、さらに生活の再建がほど遠くなるのは間違いない。どうして今の現状になつているのか。何が原因なのかを推

測、協議し、本人と話し合い、価値観を変えることが必要なことだと考える。そのため、私は償還の見通しがないと判断される場合は、必ず生活保護をすすめる。生活がままならない方に負債を増やすわけにはいかない。たとえ本人がコロナ特例を借りたいと言われても、生活保護を勧めてきた。そして、ほとんどの方がコロナ特例を申請された・・・。コロナ特例の貸付金の金額をその世帯の生活扶助の金額と合わせなければこのようになる。それなら皆、生活保護を申請するだろう。

家庭負債は生まれない。

個人的にも、事務負担を軽減するため、知り合いの公設秘書等に償還開始が1年猶予された際に短期間の制度延長するのではなく、受付期間を令和4年3月まで一気に延長するよう意見具申した。そして世帯の上限を200万（80万）までとすれば、現場の説明もしやすいと・・・。3ヶ月の延

長は現場はこまるど、延長はまとめてと・・・。

総じて、社会福祉の業界は、制度的に法律も中途半端で、国會議員もいないため、発言力が弱い。行政におんぶにだっこでは、誰からも振り向いてもらえないなると危惧する。ダメなものはダメと説明できるワーカーになつていくことが必要であると思う。

特例貸付開始から1年が経ち、様々な思いが交錯する。まとまりはつかないが、ここに記す。

まずは、貸付担当に限らず社協の皆様、本当にお疲れ様でした。とは言いつつ、本当に6月末で受付終わるんでしょうかね？期間延長が繰り返され、オオカニ少年に振り回され続けてきたような私たち。それでもめげずに。人は増えないので。社協内で人員配置を無

感染リスクもつてのほか状態で、とにかく殺到する貸付希望者にバンバン会いまくる。なるべく距離をとつて、面談後は消毒して、と、今でもしてるけど。いつ感染してもおかしくない、と思う。でも怖いなんて言つていられない。目の前の相談者に向き合う使命感が、私たちにある。

以下、思うことを羅列する形になるが、ご容赦いただきたい。

苦情が殺到し、きつかった。面談を電話予約制にしていても、突然窓口に来る方が殺到。電話で予約を取り直すようにと話すと、苦情に。その場で後日の予約日時を決めようとしても、「なぜ今までいるのに対応しないんだ」と、苦情。たまたま担当があいていて、その場で対応したら、後日その知人が来て「知り合いはその場で対応したのに、なぜオレには対応しないんだ」と苦情。県社協から知らされるよりも先にマスクミから

情報が流れて住民から電話が来て、「現状で私たちには情報が来ておりません。回答できません」と答えて、なぜ担当なのに知らないのか、と苦情。しかし私たちにも反省すべき点はありますね。とにかく事前に電話してください、という対応をとつてきた。電話が苦手だつたり、できなかつたりする方への配慮には欠けていたと思う。特に、外国籍の方は、電話では、名前さえ聞き取りをするのが厳しかつた。自分自身が、海外旅行に行つたとき、現地の方と話すとか片言の英語とジェスチャーで通じても、電話で現地の方と話すのは、すぐきつかつたことを思ひ出す。外国籍の方が突然連絡なく窓口に来る、それをよしとしなかつた自分を、今更ながらに恥じる。言い訳をすれば、一人一人の状況に配慮する余裕を、特例貸付は、私たちから奪つていった部分はあつた。社協は、行政とは違う

独特の「やさしさ」を持つべきだと思つてゐるが、それを奪つておません。回答できません

振り回されたといえど、特例貸付は、とにかく敷居が低かつた。低すぎた。もちろん、だからこそ救われた、という人は多かつた。これまで、生活福祉資金受付時は、アセスメントをしつかりとつていた。なぜ貸付が必要なのか、貸付で問題が解決するのか、返済の目処が立つか、などなど。特例貸付が始まつた当初は、「総合支援資金は3ヶ月間で終わりです」と、貸付終了までには、貸付でない方法で生活を立て直す努力が必要です」と話していた。だが、その後、申請があまりに膨大な件数に上り、私たち、少なくとも私自身は、ソーシャルワーカーとは言えない、ただ書類を書いてもらつて県社協に提出するだけの事務員に成り下がつていた。

あまりの敷居の低さ、繰り返される延長・再貸付実施などによれば、特例貸付は、相談者の自立意欲を削いできた側面があるのではないか。貸付で生活がなんとかなるばかりに、今の仕事では先行きが見通せないはずなのに、本気で転職をしない、現実を見ない。さらに納得いかないのは、償還開始前に、国民に対し、償還免除の要件を発表したこと。社協で貸付担当されてこられた方には、あるあるの話だと思いますが。えてして、貸付の要件に、自ら当てはめてくる相談者、おられますよね。今回、償還免除要件が示されたことにより、就労収入を上げましょう、と進言してゐる方が、「これ以上収入を上げると課税世帯になるので、控えます」ということが出てくる、そんなイメージが、どうすればつかりやつてきた。恥ずべきこと。

また本来、私たちは、貸付ではない、別な方法で問題を解決できないかと考え続けてきた。他制度は使えないか、親族支援は得られないかなど、いろいろ、やつてきてきた。他機関に連絡をとつたりもした。他機関に連絡をとつたりもしていいんじよ」というノリで來る非課税世帯者の対応、きついですね。

先程の話に戻るが。ただの事務員に成り下がり。社協が、「貸付センター」化。私たちが気を付けないといけないのは、私たちの、ソーシャルワークスキルも奪われてきた可能性があるということ。1日に、どうかすると10件ほどの面談をこなすために一人あたりの対応時間を極力少なくする。そのために、アセスメントをおざなりにする。「コロナで減収」とにくそフレーズだけを探す。そんなことがなかつたが、というか、そればっかりやつてきた。恥ずべきこと。

また本来、私たちは、貸付ではない、別な方法で問題を解決できないかと考え続けてきた。他制度は使えないか、親族支援は得られないかなど、いろいろ、やつてきてきた。他機関に連絡をとつたりもした。他機関に連絡をとつたりもしていいんじよ」というノリで來る非課税世帯者の対応、きついですね。

るような人でさえ、特例貸付につけないだ。よかつたのだろうか。貸付が入る間だけ保護から逃れて、その後保護を受けて貸付金が債務整理されると、将来、自立しきくなるのではないか。ある意味、その方の方向性の一つを奪っているのではないか。

しかし、考えすぎると病む。私も、やばかった。病みがかつてしまふ。やばかった。病みがかつてしまふ。病んだ社協職員がおられるという話も聞きました。私たちは悪くない。制度も悪くない。途方に暮れる人を救つてきたことは間違いない。貸付を受けられて、「助かりました」「自営を置まずにすみました」「ありがとうございます」など、私たちにかけています。ただいた感謝の言葉は、数限りない。

今回の貸付は、良かつた点もある。これまでの社協の取り組みの中や、貸付担当としては出会うことのなかつたような、様々な方と

出会えた。大企業傘下の会社で働いている方、とにかく多種多様な自営業の方々、外国籍の方々。同じ国籍の外国籍の方々のネットワークの強さは、すごいですね。みんなの生活を守るために、お金の貸し借りをしまくっている。貸付金が入つたらまず返済すると平気で話されるため、いやいや、だからね、それはだめなんだよ、せいかつかひ、ね、あなたの、せいしかつかひ、にあてるんだよ、と、ぐどく話した人が多数。しかし独特のネットワークは持つていて、地域とはつながっていないと感じた。これから、こういう方々と地域をどうつないでいくかも、社協に課せられた課題ではないか。

本当に、様々な職種の方に貸付対応をした。出会いを無駄にしないためにも、講師業の方には、社協の講座で講師をしてもらうとか。キッチンカーをされている方に、福祉まつりで出店をしてもらうとか。社協とのつながりを今後も広げていければいいのではないか。

さて、アセスメントを怠つて記載したが。それでも気にならぬ世帯には、後日連絡をとつてきた。見えてしまったものを、見えなかつたふりをするのが、社協ではない。特例貸付が終了したのち、生活を本当に立て直せているのか、確認をしていかないといけない。高校受験に失敗して、働いてもいよいよ息子がいる人がいたな。長年ひきこもつていて、親に対する暴言が出ていた、悩んでいた人がいたな。気になった世帯は、やはり、たくさんある。

昨年度、私たちは、とにかく特例貸付につなげばよい、という楽な方法を覚えてしまった。仕方がないことではあつたが。スイッチを入れ直さなければならぬ。今年度以降、これからが正念場。私たちワーカーが、改めてアセスメントをし直し、支援が必要な世帯には、適切に介入していく。経済

面だけではない、安定を目指して。

良くも悪くも、特例貸付により、社協の存在は全国で知れ渡つた。対応の良しあしがSNS上にアップされることさえ出てきた。特例貸付が終わったら社協は用なし、では、納得いかない。本当に、これからが正念場。社協の未来は、これから、私たち一人一人の取り組みにかかっている。

コロナは手ごわく、なかなか、私たち社協職員同士の交流も妨げられてしましましたが。今後もできるだけ連絡を取り合つて、時には励まし合い、時にはお尻をたたき合い気合を入れなおすようなこともしながら、みんなで、社協の存在意義を高めていきましょう。

以上、長文をお読みいただきありがとうございました！

社会福祉協議会に入職後、生活

福祉資金貸付の担当係に配属され、特例貸付の受付をおこなってきました。これまで受付期間の延長が度々あり、申請受付を行つ中で、コロナウイルスの影響だけでなく、家計管理の課題や債務、税金滞納等を抱えていることが判明するケースがあります。その中には社会福祉協議会でお金を借りることができるれば支援は特に求めていらないという方もおられ、貸付をしても一時しのぎで解決にはつながらないのではないかと思うこともあります。また、この先収入回復の目途がたたないという方が数多くいる中で、貸付だけでは難しく、今後は貸付が全て終了した方からの相談も増えてくるだろうと思います。状況に応じて適切な支援ができるように関係機関とも連携し、引き続き取り組んでいきたいと思います。

県内社協職員（経験年数1年）

が混乱した。

かつた。

申請者の通常の生活水準を超える貸付を行つてよかつたのか疑問。

本当にコロナが影響し収入が下がっているのか疑わしい申請者がいた。

・住民票を行政で取得し申請する必要もあるため、行政に窓口を設置した。そのため、一日中外での窓口業務で拘束されるため、本来の社協業務が進まなかつた。

・窓口に就く職員は就業時間より前から就業時間過ぎまで従事していた。

・再貸付の際の自立支援機関への相談に意味があつたのか疑問。

・正確に理解しているのかは不明だが、返済しなくてもよいと思つてゐる人が多く、周知の方法を考えて欲しかつた。「これや、返さんでいいんじょ。」や「返さんでも取り立てとかせんやろ。」と平氣で口にする人が一人や二人ではない。

・貸付期間延長の通知が遅く現場

申請者の通常の生活水準を超える貸付を行つてよかつたのか疑問。

・窓口には濃厚接触者、先日まで

コロナに感染してた方が来られたこともあり、怖かつた。

「コロナにかかつたので二週間自宅待機と言われ、その間の給料がでないからお金を借りた。まだ二週間たつてないけど、休んでいるうちに申請に來た。」と平氣で言う。

・上司が現場を理解していない。

・貸付を斡旋してゐる人がおり、次々と「知人」と言われる知り合いを連れてきていた（記憶しているだけでも数人いた。）。

・紹介料をもらつてゐるのではないかと疑うぐらゐである。

・自立支援相談室の動きが悪く、連携もうまく取れなかつたため、相談者に迷惑をかけることが多かつた。

・生活保護担当と連携したので保護の方に貸し付けることはな

・一人親世帯や、個人商店、他の制度に該当しない方、本当に困窮している方の手助けができるた。

・通常業務を遂行しながら、特例貸付の業務に関わった職員は、皆疲弊しているが、手当ももらひえず、公務員に準じて給与・賞与の額が下がつてしまふのは納得できない。

・まず、皆さん、特に県社協の方々、本当にお疲れ様です。2年前までの社協実践、社協の財政状況等とは本当に大きく異なる今を迎えてゐることと想います。私が現在、社協が置かれてゐる状況について、難しいなと感じていることは大きくなっています。このことについて述べていてこうと思

います。

まず1点目ですが、地域福祉活動を縮小せざるを得ない状況下で、我々社協がミッションとしてきた地域福祉をどのように進めていくべきか、まさに暗中模索の状況であると思います。私は個人的に「場」に着目し、「場」を用いた地域福祉の推進について研究もしています。しかし、現状ではその「場」を設けることが難しいだけでなく、現行の活動すらままならない。いくら感染予防の対策をしっかりととしているといつても、リスクは0にはならない。話しあうことでも、楽しく語り合うことも、訪問することも、これまでとは比べ物にならない高いハードルがそこに設けられてしまいまして。このような状況において、地域福祉を推進していくことは、以前と同じやり方では通用できないですし、活動そのものを見直していく必要があると思いますが、これが本当に悩ましい。

次に2点目ですが、コロナ特例貸付への対応について、大挙押し寄せる窓口に、1件1件丁寧に対応するにはとてもマンパワーが足りていないと思います。結果として、ただの受付窓口になってしまい、2020年に実際にありますたが、「窓口は社協でなくとも、指定された金融機関でもよい」という状況を生み（実際には社協窓口がパンクしていたので、金融機関でも対応可能としたという流れですが）、「我々の仕事は銀行で肩代わりできてしまうもののか」、という大きな葛藤を抱えられたことだと思います。ソーシャルワークをしようとしても、「貸し済りか」「いいから金を貸せ」というような言葉を浴びせられることがあつたと思います。

このような状況で、社協が大きく揺さぶられている時に、県の専門委員会等でたまに話が上がるのですが、「社協は原点回帰すべきだ」ということが言われます。私は社協の信念とは「住民の暮らしを守る、つながりをつくすことであり、そのための方法は問わなくていいのだと思いません。今のコロナの状況では、まさにこの2点において地域は危機的に現場を把握する責務がある。そ

状況にあると思します。

私ごとで申し訳ありませんが、このような厳しい状況の中で、我が自治体では欠員の補填もされず職員の数は減り、日々の業務をこなすこともままならない状況ではあります。組織内で共有している意識がズレたことはあります。社協の歴史を見ても、資源調整→在宅福祉→事業型などなど、社会の要請に応じて変わってきた、変えてきたのが社協です。「社協はこうあるべきだ」というよりも、「社協はこれをやんなきや!」という感覚とでもいいましょうか。表現が難しいのですが・・・。その信念って何やねん?とツッコミを頂くと思いますが、私は社協の信念とは「住民の暮らしを守る、つながりをつくすこと」であり、そのための方法は問わなくていいのだと思いません。実践者は実践を行うべきものであり、政策を進める人間側に現場を把握する責務がある。そ

れを棚に上げて、現場を見ようとしないで「見えない、わからぬ」（論法は行政職員の怠慢としか言いようがないのですが（個人的な考え方です）。もう行政と社協は文化と歴史が違うもので、決して分かり合えないものだと腹をくくつた次第です。

話がそれましたが、最後に、我々は国や制度のために仕事をしているわけではなく、「住民のために仕事をしているのだ」という誇りと自信をもって、業務に励んでいくべきだと思します。某流行の漫画風に言えば、「社協職員よ、心を燃やせ」です。わからなすこと、できないことは恥ではありません。できるようになればいいのです。その心はその時、窓口では相手に伝わらないかもしれません、時間がたてば理解してもらえるものです。しかし、手を抜くことは、住民に対して許されないことです。地区活動が停滞してしまっているこの状況で、サボつ

ていては、きっと元に戻らない。貸付の業務だからと言つて金融機関や行政窓口と同じような画一的な処理に葛藤も抱かず、機械的にじとう日で見られてしまう。厳しい状況にある今こそ、県内の社協が団結し、知恵を出し合つて乗り越えていくことが大切だと考えています。そして、新しい地域福祉の推進の方法、社協ならではのやり方を次々と編み出していくのも、社協の創造力を以てすれば可能だと思います。創造するのは地域活動だけじゃない、社協の実践方法そのものすら、社協は新たに創つていける。苦しい時ですが、福岡県内の社協が団結して、アイデアを出し合つて乗り越えていくべき時が来たのだと考へています。

県内社協職員（経験年数18年）



ざいました。このアンケートの中間報告、速報を通じて、関係者の方々に社協の現状を知つて頂き、生活福祉資金のありかた、コロナ禍の更なる支援策を国に求める切実な声が集まり公表しました。

私達、社協職員は、現場、住民の福祉課題、生活課題に目を向けています。そして、新規受付期間の延長が繰り返される中、私は、9月末までは特例貸付は、困窮者世帯に迅速に生活資金を送金してきたことは有益な手段と感じていました。しかし、その後も長期的な支援策が国から具体的な提示もなされ、債務である貸付でしのぐ姿勢に疑問を感じ、また、繰り返し行われる運用変更、マスクによるリークなどから疲弊していく職員。このような現場は、全国各地でもあるのではないかと思い、関西会員を中心とした有志で「緊急アンケート」を実施しました。

今回のアンケートでは、地職連を通じて福岡から100名を超える回答をいただき、ありがとうございました。このアンケートの中間報告、速報を通じて、関係者の方々に社協の現状を知つて頂き、生活福祉資金のありかた、コロナ禍の更なる支援策を国に求める切実な声が集まり公表しました。

関西社協ワーカー協会 「社協現場の声をつむぐ 1,000人プロジェクト」 https://blog.canpan.info/kancomi/	
---	--

あとがき



今回のまなこは生活福祉資金特例貸付の特集を組ませていただきました。特例貸付には多くの社協職員が携わり、コロナに対して、制度に対して、困窮に対して、様々な怒りを抱えた方もいたのではないですか。このまなこが発行される頃には、世の中の状況も変わっているかもしれません。それは良くも悪くも。でも、何が「良く」で何が「悪い」のかもわからない時代になっています。ちゃんと状況を見ながら今我々に求められていることを見極めていかないといけない。それは「今も昔も」なのかもしれません。

さて、今年度の地職連総会もコロナを配慮し書面決議となってしまいました。残念でなりません。研修で悶々とし、その悶々としたものを後の交流会でぶつけ合っていた頃がとてつもない昔に感じます。ただし、今回の書面決議のおかげで、数名の方から地職連（だけでなく社協ワーカー）に対してのメッセージもいただいております。今回のあとがきの締めに、その熱いメッセージをご紹介します。（池松）

地職連役員の皆様も各々ご多忙の中、運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝

申し上げます。
令和2年度は、我々ワーカーにとって、これまでの地域福祉のあり方、社協の存在意義

自分自身、いかに「やった気になっていた・・・」かを思い知らされる結果となりましたが、いつの時代も社協のワーカーは、時代の中、地域の中、人々の中で、社協ワーカーとしての自己を自由に闊むける場所で、多くの出来事と向き合って感じました。

新型コロナで事業が延期・中止（やむを得ず）となる状況で、「新たなつながり方＝アプローチ」を求め、創造する必要がありますが、これまで社協が大切にしてきた地域住民との距離は、変わらず「密」であり続けたいと思います。

全てが「コロナのせい・・・」になってしまいがちな状況ですが、だからこそ果たすべき役割が社協ワーカーには必ずあります。コロナだから出会った地域住民も多数!!住民にとっては、その出会いが社協そのもの。いろいろありますが、出会う一人ひとりに全力で出会いたい。そうあるように、地職連や社協間のつながりで刺激し合い、共感し合い、認め合い、また社協内部でもそう在れるようになりたいものです。(広川町社協 江口)

各社協やブロック連絡会の会議、研修、イベント等の掲載の希望がありましたら、
地職連事務局までお知らせください。

福岡県地域福祉活動職員連絡会ホームページアドレス

www.further-along.com/f.chishokuren/



地域福祉活動職員のまなこ 地域福祉活動推進のために 第90号

- | | | | |
|------|---|------|--------------|
| ■発行者 | 福岡県地域福祉活動職員連絡会 | ■TEL | 0942-77-4877 |
| ■事務局 | 〒830-1201
福岡県三井郡大刀洗町富多819 紐くもりの館
大刀洗町社会福祉協議会内 担当／池松 | ■FAX | 0942-77-6220 |